

## 公共施設等総合管理計画における学校プールの位置づけについて

### 1. 公共施設等総合管理計画における学校プール

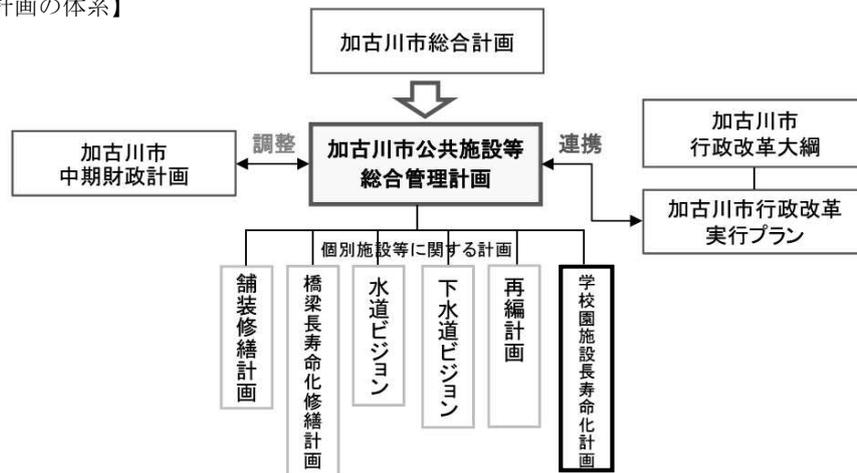
- ・附属棟や更衣室棟の床面積は含まれていますが、プール槽は含まれていません。
- ・計画における学校教育施設の記載は以下のとおりとなっており、学校プールの方向性については具体的に記載していません。

#### (5) 学校教育施設

小分類	施設例
10 学校	小学校、中学校、養護学校
11 その他教育施設	学校給食センター、少年愛護センター
<b>現状</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に老朽化が進んでおり、校舎、体育館等の約36%は、建築後40年を超えています。</li> <li>・平成26年度末をもって、小・中学校の躯体の耐震化が完了しています。また、平成27年度末には、吊り天井等の落下防止対策が完了しています。</li> <li>・地域によっては、少子化の進行により余裕教室を抱える小・中学校が出てくる可能性があります。</li> <li>・平成32年度までに学校施設を対象とした長寿命化計画を策定するよう、文部科学省から要請されています。</li> <li>・放課後や休日に、小中学校の運動場や体育館等を開放しています。</li> </ul>	
<b>方針</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童、生徒数や学級数が減少している学校のあり方については、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月文部科学省作成）」等の趣旨を踏まえながら総合的に検討します。</li> <li>・建築物の老朽化状況や児童、生徒数の動向を見極めながら、<u>平成32年度までに、学校を対象とした長寿命化計画を策定します。</u></li> <li>・教育活動の支障とならない範囲で、市民活動の場としての有効活用を検討します。</li> </ul>	

- ・なお、個々の公共施設等の方向性については、下位計画に委ねています。

#### 【計画の体系】



※公共施設等総合管理計画に一部補筆

### 2. 学校園施設長寿命化計画における学校プール

- ・プールは計画対象外となっています。

【参考】『学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（H29.3 文部科学省）』

対象建物として小規模な建物（倉庫、部室、便所、概ね200㎡以下の建物等）は対象外としてもよい。プール、グラウンド及び共用設備（受変電、自家発、受水、排水）等は対象としない。